ら七十七番地の九十七まで、七十七番地の百、七十七番地の百九、七十七番地の百十、七十八番地の三十七及び七十八番地の八十五の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［三十一～三十四　略］

三十五　衣浦地区

イ　愛知県碧南市の次の区域

(1)　略

(2)　港南町二丁目一番一、一番二、二番、八番一から八番八まで、八番十から八番二十六まで、九番、十番、十二番及び十三番の区域

［ロ　略］

［三十六・三十七　略］

三十八　大阪北港地区

大阪府大阪市此花区西島五丁目十一番及び西島五丁目のうち淀川に隣接する道路、春日出中三丁目百四十七番の二、百五十一番の三、百五十一番の六から百五十一番の八まで、百五十一番の二十三、百五十一番の二十六から百五十一番の三十まで、百五十一番の三十二、百五十一番の四十三、百五十一番の四十九、百五十一番の五十、百五十一番の五百三十一、百五十一番の五百四十四から百五十一番の五百四十六まで、百五十一番の五百五十七、百五十一番の五百六十三から百五十一番の五百六十六まで、百九十九番の二、百九十九番の三、二百七十八番の三、三百五十番の一、三百五十番の二十二、三百八十九番の一及び四百八十五番、春日出南三丁目（準工業地域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する地域をいう。以下同じ。）を除く。）、島屋一丁目（準工業地域を除く。）、島屋二丁目の住友電気工業株式会社及び日本製鉄株式会社工場敷地、島屋五丁目（準工業地域を除く。）、島屋六丁目（商業地域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する地域をいう。）及び準工業地域を除く。）、桜島二丁目（準工業地域を除く。）、桜島三丁目一番及び二番の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

番地の百、七十七番地の百九、七十七番地の百十、七十八番地の三十七及び七十八番地の八十五の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［三十一～三十四　同上］

三十五　衣浦地区

イ　愛知県碧南市の次の区域

(1)　同上

(2)　港南町二丁目一番一、一番二、二番、八番一から八番八まで、八番十から八番二十六まで、九番、十番及び十二番の区域

［ロ　同上］

［三十六・三十七　同上］

三十八　大阪北港地区

大阪府大阪市此花区西島五丁目十一番及び西島五丁目のうち淀川に隣接する道路、春日出中三丁目百四十七番の二、百五十一番の三、百五十一番の六から百五十一番の八まで、百五十一番の二十三、百五十一番の二十六から百五十一番の三十まで、百五十一番の三十二、百五十一番の四十三、百五十一番の四十九、百五十一番の五十、百五十一番の五百三十一、百五十一番の五百四十四から百五十一番の五百四十六まで、百五十一番の五百五十七、百五十一番の五百六十三から百五十一番の五百六十六まで、百九十九番の二、百九十九番の三、二百七十八番の三、三百五十番の一、三百五十番の二十二、三百八十九番の一及び四百八十五番、春日出南三丁目（準工業地域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する地域をいう。以下同じ。）を除く。）、島屋一丁目（準工業地域を除く。）、島屋二丁目の住友電気工業株式会社及び日本製鉄株式会社工場敷地、島屋五丁目（準工業地域を除く。）、島屋六丁目（商業地域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する地域をいう。）及び準工業地域を除く。）、桜島二丁目（準工業地域を除く。）、桜島三丁目一番及び二番の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

三十九　堺泉北臨海地区

イ　大阪府堺市の次の区域

［(1)・(2)　略］

(3)　堺区大浜西町（漁港区域（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項の規定により指定された区域をいう。以下同じ。）並びに府道大阪臨海線のうち大浜公園に隣接する区間、十九番の六、二十番の四、二十番の六、二十番の八及び二十一番の二以東を除く。）の区域

［(4)・(5)　略］

［ロ・ハ　略］

［四十　略］

四十一　神戸地区

兵庫県神戸市の次の区域

［(1)～(3)　略］

(4)　長田区駒ケ林南町並びに須磨区外浜町一丁目及び外浜町三丁目のうち工業専用地域の区域並びに長田区浪松町六丁目のうち工業地域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する地域をいう。）の区域

［四十二・四十三　略］

四十四　削除

三十九　堺泉北臨海地区

イ　大阪府堺市の次の区域

［(1)・(2)　同上］

(3)　堺区大浜西町（漁港区域（漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条第一項に規定する区域をいう。以下同じ。）並びに府道大阪臨海線のうち大浜公園に隣接する区間、十九番の六、二十番の四、二十番の六、二十番の八及び二十一番の二以東を除く。）の区域

［(4)・(5)　同上］

［ロ・ハ　同上］

［四十　同上］

四十一　神戸地区

兵庫県神戸市の次の区域

［(1)～(3)　同上］

(4)　長田区駒ケ林南町並びに須磨区外浜町一丁目及び外浜町三丁目のうち工業専用地域の区域並びに長田区浪松町六丁目のうち工業地域（都市計画法第九条第十一項に規定する地域をいう。）の区域

［四十二・四十三　同上］

四十四　赤穂地区

兵庫県赤穂市加里屋字東沖手千六十番三から千六十番九まで、千六十二番、千六十二番四、千六十二番五、千六十二番十一、千六十二番十二、千六十四番二、千六十七番二、千六十八番二、三千七十五番三から三千七十五番六まで、三千七十七番四から三千七十七番六まで、三千七十八番二及び三千七十九番から三千八十一番まで、字江戸千九十六番一並びに字沖手千四十二番一の区域

［四十五～五十六　略］

五十七　番の州地区

香川県坂出市の次の区域

［(1)・(2)　略］

［四十五～五十六　同上］

五十七　番の州地区

香川県坂出市の次の区域

［(1)・(2)　同上］